

平成25年行政事業レビューシート

( 総務省 )

事業名	原子力災害避難住民等交流事業費補助金		担当部局庁	自治行政局、情報通信国際戦略局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	行政経営支援室 情報通信政策課		室長 小川康則 課長 大橋秀行		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅱ-1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 V-4 情報通信技術利用環境の整備				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	東日本大震災復興基本法第3条、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第11条他		関係する計画、通知等	・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定(平成23年8月11日改定)) ・新たな情報通信技術戦略工程表(平成22年6月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定(平成23年8月3日改訂))				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	避難住民の生活の安心・安全、復旧・復興への準備等のために住民とふるさとの関係(きずな)を維持していくことは重要であるため、原子力災害により、市町村の区域以外への避難を余儀なくされている住民と、ふるさとの市町村との関係(きずな)を維持するための、避難元市町村による取組を国として支援するもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	指定市町村が原発避難者特例法第2条第3項に規定する「避難住民」及び同法第5項に規定する「特定住所移転者」に対して行う指定市町村との関係(きずな)の維持及び避難住民の一体感醸成のための次のような取組。(補助率1/3) (1) 避難住民の交流の維持事業 ① 新たなコミュニティ設立支援事業、② 既存のコミュニティ維持支援事業、③ 住所移転者協議会に対する支援 (2) ICT地域のきずな再生・強化支援事業 避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築に対する補助							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	—	—	—	
		補正予算	—	542	—	—	—	
		繰越し等	—	-392	392	—	—	
		計	—	150	392	—	—	
	執行額		—	41	337	—		—
執行率(%)		—	—	86.0%	—		—	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	事業目的が東日本大震災の復旧事業であり、定量的な成果目標及び実績を示すことは困難。			成果実績	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	当該事業における交付件数			活動実績 (当初見込み)	—	11	5	—
					( - )	( 13 )	( 5 )	( )
単位当たりコスト	算出困難なため未記載			算出根拠	—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	計	0	0					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子力被災団体の市町村長等から要望あり。避難住民と避難元市町村とのきずなの維持は、市町村が行う事業であり、「基本方針」に則り、その取組を国が支援する必要がある。 被災自治体からの補助金申請を受けて交付決定をしているため、被災地の状況によるところが大きい。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	被災自治体からの要望に基づき実施するものであり、各地域の被災状況や地理的環境、社会的事情等に応じて真に必要な支援策のみを効果的に講じている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例、住所移転者に係る措置に関する法律、「復興への提言」、「基本方針」及び「工程表」の趣旨に則った事業である。被災自治体からの要望に基づき、市町村が行う事業を国が支援するものであり、実効性の高い手段となっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本補助金は、被災自治体からの要望に基づき、各地域の被災状況や地理的環境、社会的事情等に応じて真に必要な支援策のみを講じるものであり、国と自治体等の適切な役割分担に基づいて効率的に実施される施策となっている。なお、東日本大震災に係る復旧復興事業として平成23年度第3次補正予算において計上したが、平成23年度単年度の事業であり、平成24年度予算には計上していない。					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	平成24年度で終了					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	平成24年度で終了					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	—	平成23年	復興-0003	平成24年	0158	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

総務省  
337百万円

【補助】

A. 地方公共団体(5者)  
337百万円

避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築に係る取組に対して、事業費の一部を補助

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.南相馬市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設備費	避難元市町村からの情報提供を行うための 情報通信環境の構築に必要な設備等の費 用	76			
企画・開発費	避難元市町村からの情報提供を行うための 情報通信環境の構築に必要なシステム開発 等の費用	41			
計		117	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	南相馬市	避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築	117	補助	—
2	いわき市	避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築	98	補助	—
3	喜多方市・大熊町	避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築	43	補助	—
4	飯館村	避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築	42	補助	—
5	富岡町	避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築	37	補助	—